

厘坪にて、銀高三拾三匁四分四厘に定めたり。同年四月右地面の内割地致し、萬屋平兵衛ともに六戸の邸地と成りたり。

○越前海雲宿

此の旅宿は、世人もぞくやど、稱し、金澤に而一ヶ所ののみなり。其の宿所は御厩橋の橋爪にて、今も此の旅宿に毎年止宿し、金澤市中へ賣りに出づるなり。此の旅宿、昔は柿木島茜屋橋の橋爪に大杉屋長兵衛と云ふもの宿主をなし來る處、中頃御厩橋の橋爪へ轉宅せり。然るに文化の初め頃大杉屋清兵衛といふ者より和泉屋小兵衛と云ふ者へ家・商賣共賣渡したり。大杉屋より讓品とて、大茶釜・大蚊帳など、和泉屋に傳來す。慶應二年和泉屋より福久屋文吉へ譲り、今に宿主を勤めけり。右海雲賣は皆婦人にて、越前國坂井郡梶浦の海人共なり。毎年夏中海雲・荒布などの海藻を取揚げ、七月持参し、金澤市中にて賣鬻けり。梶浦は吉崎浦より三里許、三國浦より三里程此方の海岸なり。此の海人の金澤に來れる起源は詳かならず。

○御厩橋

金澤橋梁記に、御馬屋橋香林坊上也とあり。今上柿木島・下柿木島の經界とす。此の橋は倉月用水川へ架けたる橋梁なれども、舊藩中は惣構堀の側なる故にや、橋番人の家ども橋爪にありて、惣構番人爰に居住せり。舊傳に云ふ。昔此の橋邊に藩侯の厩ありて、乘馬をば此の橋下にて洗足せり。又従前は、堂形の厩よりも、藩侯の召馬などを此の橋下へ牽來り、爰にて洗足する例なり。故に御厩橋と呼べりといへり。

○御厩町

改作所舊記に載せたる寛文六年三月及び延寶六年十二月の書札に、御厩町火除地と見え、元祿十三年十月田井村次郎吉等の上申書に、御馬屋町柿木島とあり。町會所留書に載せたる貞享五年五月惣構番人捨子届書に、御馬屋町惣構堀と見え、元祿二年閏四月の届書に、御厩町磯野玄察屋敷と野々市屋九兵衛裏地之境に捨子有之由記載す。同三年四月六日の届書にも、御馬屋町橋番人とあり。又卯辰心蓮社の過去帳正徳三年の條に、御馬屋町平木屋市兵衛など載せたり。右の古文書共にて見れば、其の時代御厩橋の地邊を、

御厩町と呼びたりしこといちじるし。此の地邊にそのかみ藩厩ありし故に、町名に呼びたるなりといへり。おもふに、木新保の厩町は昔より御厩町とは呼ばず、厩町とのみいへり。また此の柿木島なる御厩町は、橋名と共に御厩町或は御馬屋町とありて、皆御の字を添へたり。されば此なる御厩は、藩より建置きたる厩也。木新保の厩は博勞などの建置けるならんか。改作所舊記に、左の覺書を載せたり。

覺

- 一、二拾五歩 本多安房殿内 清 助
- 一、拾九歩 同 内 吉 右 衛 門
- 一、拾五歩 同 内 八 兵 衛
- 一、拾一歩 同 内 長 三 郎
- 一、三拾歩 大 工 加 左 衛 門
- 一、二拾二歩 荒木源五郎衛門内 覺 兵 衛
- 一、拾五歩 同 内 十 兵 衛
- 一、六 歩 田邊佐五右衛門内 加藤甚右衛門
- 一、百四拾二歩

右之者共居屋敷、御厩町火除所に罷在候。御歩行爲替地相

渡申候。右立去人共、笠舞村領地之内望申候條、百姓以相對請地下し申様、十村方に可被仰付候。以上。

三月四日

御普請會所

御 算 用 場

右御普請會所より申來候條、百姓地之内地子米高直に無之様相對を以極、請しまり致し、おろさせ可申者也。

寛文六年三月十日

御 算 用 場

田井村喜兵衛

○柿木畑厩傳話

湯淺祇庸曰く、舊傳に、往昔堂形の厩をば此の柿木島の地に置かれしゆゑ、御厩の遺名ありと。近き頃まで夏季堂形厩より牽來り、御厩橋の下に洗足せり。是のさき厩ありし名残ならんかといへり。一説には、此の地邊に馬乗の居宅ありて、藩より預け馬の厩ありしゆゑと云ふ。平次按するに、菅家見聞集延寶三年の條に、今年御小將與、御馬廻與之御馬御用人及御馬役等之人々へ、一疋或は一疋宛御預け被成、人々宅に厩を建て、内馬場を被仰付。と見え、同四年九月十二日の定書に、御馬方之内人に寄、御馬御預け